

富山県射水市立小杉南中学校同窓会会則

第 1 章 名 称 及 び 位 置

第 1 条 本会は、富山県射水市立小杉南中学校同窓会と称する。

第 2 条 本会の事務局は、富山県射水市立小杉南中学校に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 務

第 3 条 本会は、会員相互の親睦及び修養を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 講演または講習会の開催
2. その他 必要と認めて役員会の決議した事項

第 3 章 会 員

第 5 条 本会は、下記の会員をもって組織する。

1. 通常会員 富山県射水市立小杉南中学校の卒業生
2. 特別会員 富山県射水市立小杉南中学校の教職員であった者
3. 準会員 富山県射水市立小杉南中学校の在校生及び現教職員

第 4 章 役 員

第 6 条 本会は、下記の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 理 事 若干名

第 7 条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

第 8 条 会長、副会長、理事は役員会において選出し、総会において承認する。

第 9 条 会長は会務を処理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはこれに代わる。理事は本会の常務を処理し、諸般の事業について評議するものである。

第 10 条 顧問には母校校長及び総会の決議のあった者を推挙する。

第 11 条 役員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

第 12 条 役員会は、会長が招集する。

第 5 章 会 計

第 13 条 通常会員は、入会の際会費を納入するものとする。

第 14 条 本会の資産は、会員納入金、寄付金及びその他の収入よりなるものとする。

第 15 条 本会の経費及び入会費は、役員会の決議により毎年その限度を定めるものとする。

第 16 条 本会の収入決算は、通常総会においてこれを報告し、その承認を受けるものとする。

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 総 会

第 18 条 本会は、毎年 8 月に総会を開き、庶務会計報告を成し、諸般の事項を決議するものとする。ただし、必要に応じて臨時に会長がこれを開くことができる。

< 付 則 >

(1) 本会会則の変更ある時は、総会において承認を必要とする。

(2) 本会は、便宜の地に支部を設けることができる。

(3) 本会会則は、昭和 60 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

(4) 本会役員は、当面の間、昭和 59 年度小杉町立小杉南中学校前期生徒会執行部役員がこれにあたる。

(5) 平成 17 年 11 月 1 日、市町村合併により小杉町が射水市となり、学校名も「富山県射水市立小杉南中学校」となる。

以 上